

労農連帯を一層強め、三里塚・ジエット闘争を貫徹しよう！

# 地本臨大拒絶運動を許さない

日刊

# 動労千葉

更に居なおる2%付「本部見解」の暴論を弾劾する

中央本部は二月六日、「千葉地本の解明要求書に対する本部見解について」と題して、電話連絡三五二号を発出してきた。その内容たるや、千葉地本が提出した「組織二六号・二七号」の解明要求にまじめに答えるものではなく、全く事実を歪少しへじまげたものである。そして、一〇一回定中委後、ますますエスカレートする千葉地本排除策動、規約・規則一機関運営ルールの無視と組合指導者にあるまじき発言の数々、そして動労私物化の反組織的行動の横行などの事実を中央本部が容認することを前提とするがごときものである。

そして、それのみか、中央本部は、千葉地本関川委員長が千葉地本の強固な組織体制強化にむけて、地本規約第二七条五項にもとづき召集した二月一〇日第三二回臨時地本大会開催を絶対に認めないと、う規約、規則を無視し、事実上の千葉地本執行部の「執行権停止」に等しい暴挙を押しつけてきたのである。

中央本部が千葉地本臨時大会開催を「絶対」認めないとする「主旨」の第一の理由は、綾部君問題、及び交流会議への不参加という組織統制上の問題が未解決である。第二に二月一〇日「水本君死体スリカエ弾劾二周年」国民大集会が開催されるから、千葉地本も最大限取組め。第三に千葉地本は、本部指令・指示に従わないので千葉地本臨時大会開催を認めないとのことである。

われわれは反論する！

第一の理由について、  
千葉地本「組織二六号・二七号」の解明要求を、  
中央本部は労働組合の組織指導原則（規約・規則・機関運営のルール遵守）にもとづきまじめに回答すべきが前提であると考える。中央本部は、一月三一日～二月一日水上町の「指令なき集団」を、「青年部の自主参加学習会」だと言うが、いつ、どの機関で「自主参加学習会」の指令・指示を発したのか明らかにすべきだ。

第二の理由については、  
まさに、このことにこそ「速報No.21」で主張した千葉地本が訴える動労運動の変質をうれうる事態の現出である。

「真相を究明する会」の単なる賛助団体であるわが労働が、その賛助団体が主催する集会に動員することを理由にして、地方機関開催を認めないなどとは「組合私物化」であり、千葉地本排除のためのものであり断じて認められない。「水本」

運動が組合員の利益になるのか、断じて否である。「水本」を排した動労運動の発展こそ運動の前進と組合員の利益を守ることだ。

第三の理由について、

千葉地本は、本部指令・指示に違反していない。むしろ中央本部の、千葉地本臨時大会開催を絶対認めないという規約、規則を無視したやり方こそただちに糾すべきだと考える。そもそも、中央本部が、千葉地本臨時大会開催を絶対に認めないという規約、規則摘要の根拠はどこにあるのだ。動労全組合員が周知のとおり、地本大会の召集権者は、その地本の執行委員長であり、たとえ中央執行委員長であろうとも地本大会召集及び地本大会開催を認めないという権限はないのである。この事実こそ、どちらが動労運動の単一組織体を破壊するものであるか明らかではないか。

今回の電話連絡三五二号は千葉地本排除＝組織破壊攻撃・事実上の千葉地本「執行権停止攻撃」と判断せざるをえない。

こうした、中央本部の理不尽な行為に抗議し、一四〇〇組合員は、強固な團結をうち固め、動労運動の伝統を守り、眞の組合民主主義確立にむけ奮闘しよう。

**第32回 臨時地本大会を成功させよう！**  
 =千葉地本破壊策動うちじき、1400の団結と前進を！=

日 時 1979年2月10日  
 9時30分

場 所 千葉市・青雲閣  
 (本町公園脇)

議 題

- (1) 千葉地本に対する統制処分＝組織破壊攻撃粉碎を中心とする闘いについて
- (2) その他
- 「元号法制化策動粉碎のために」  
 丸山照雄(日連宗僧侶)
- 「80年代日本労働運動の展望」  
 高島喜久男(労働運動研究家)

講 演

2.10 全力傍聴体制を!!

79.2.7  
 No. 27

国鉄動力車労働組合

千葉市要町二一九(労働車会館)  
 (鉄電)二二五八九九(公衆)043(22)71107

全組合員・家族の強固な團結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！